

【近畿運輸局】

(別添様式)

モード	行政処分等の年月日	局コード	事業者の氏名又は名称	フリガナ	事業者の所在地	営業所の名称	営業所の所在地	行政処分等の内容	処分件数	主な違反の条項	違反行為の概要	事業者点数	営業所点数
2	20250805	6	JKM株式会社(法人番号4120101060844) 代表者王紳	ジェイケーエムカブシキガイシャ	大阪府貝塚市二色2丁目5番5-301号	本社	大阪府大阪市西成区長橋2-6-4-503	輸送施設の使用停止(25日車)	1	道路運送法第27条第3項	令和6年12月17日、新規許可を端緒として監査を実施。5件の違反が認められた。(1)点呼の記録義務違反【記載事項の不備】(旅客自動車運送事業運輸規則(以下「運輸規則」)第24条第5項)、(2)「旅客自動車運送事業者が事業用自動車の運転者に対して行う指導及び監督の指針」(平成13年国土交通省告示第1676号)による運転者に対する指導監督義務違反【一部不適切】(運輸規則第38条第1項)、(3)点検整備関係義務違反【定期点検整備等の未実施(道路運送車両法(以下「車両法」)第48条)】(運輸規則第45条)、(4)点検整備関係義務違反【12月点検整備の未実施(車両法第48条)】(運輸規則第45条)、(5)点検整備関係義務違反【整備管理者選任(変更)の未届出(車両法第52条)】(運輸規則第45条)	3	3
2	20250806	6	エスティ交通株式会社(法人番号8120001225205) 代表者福元康峰	エスティコウツウカブシキガイシャ	大阪府大阪市生野区巽東2丁目1-2 4F	本店	大阪市生野区巽東2丁目1-2	文書警告	1	道路運送法第27条第3項	令和7年6月20日及び同年7月17日、新規許可を端緒として監査を実施。3件の違反が認められた。(1)疾病、疲労等のおそれのある運行の業務【未受診者1名】(旅客自動車運送事業運輸規則(以下「運輸規則」)第21条第5項)、(2)点呼の記録義務違反【一部記録なし】(運輸規則第24条第5項)、(3)「旅客自動車運送事業者が事業用自動車の運転者に対して行う指導及び監督の指針」(平成13年国土交通省告示第1676号)による運転者に対する指導監督義務違反【一部不適切】(運輸規則第38条第1項)	0	0
2	20250815	6	株式会社青山国際(法人番号3013301038498) 代表者湯書深	カブシキガイシャオヤマコクサイ	東京都江戸川区西一之江1-11-10	南津守営業所	大阪府大阪市西成区南津守3-3-22-302	文書警告	1	道路運送法第27条第3項	公安委員会からの道路交通法第108条の34の規定に基づく通知件数(放置駐車違反)が過去1年以内に3件に達した。「旅客自動車運送事業者が事業用自動車の運転者に対して行う指導及び監督の指針」(平成13年国土交通省告示第1676号)による運転者に対する指導監督義務違反(旅客自動車運送事業運輸規則第38条第1項)	0	0
2	20250815	6	株式会社程揚国際(法人番号2122001036406) 代表者弘瀬勇	カブシキガイシャテイヨウコクサイ	大阪府大東市深野一丁目2番19号	本社	大阪府大阪市生野区田島6丁目12-25	輸送施設の使用停止(10日車)	1	道路運送法第27条第3項	令和6年9月26日、同年10月4日及び同年12月13日、新規許可を端緒として監査を実施。3件の違反が認められた。(1)疾病、疲労等のおそれのある運行の業務【未受診者1名】(旅客自動車運送事業運輸規則(以下「運輸規則」)第21条第5項)、(2)点呼の記録義務違反【記載事項の不備】(運輸規則第24条第5項)、(3)運行管理者の講習受講義務違反【講習未受講】(運輸規則第48条の4第1項)	1	1
2	20250815	6	日本交通株式会社大阪(法人番号7120001030151) 代表者山守貞之	ニホンコウツウカブシキガイシャオオサカ	大阪府大阪市港区弁天2丁目10番6号	港	大阪府大阪市港区弁天2丁目10番1号	文書警告	1	道路運送法第27条第3項	公安委員会からの道路交通法第108条の34の規定に基づく通知件数(放置駐車違反)が過去1年以内に3件に達した。「旅客自動車運送事業者が事業用自動車の運転者に対して行う指導及び監督の指針」(平成13年国土交通省告示第1676号)による運転者に対する指導監督義務違反(旅客自動車運送事業運輸規則第38条第1項)	0	0

2	20250818	6	都タクシー株式会社(法人番号 7130001030472) 代表者 筒井基好	ミヤコタクシーカブシキガイシャ	京都府向日市寺戸町久々相20-9	上鳥羽	京都府京都市南区上鳥羽薬田町27番地	文書警告	1	道路運送法第27条第3項	公安委員会からの道路交通法第108条の34の規定に基づく通知件数(駐停車違反)が過去1年以内に3件に達した。「旅客自動車運送事業者が事業用自動車の運転者に対して行う指導及び監督の指針」(平成13年国土交通省告示第1676号)による運転者に対する指導監督義務違反(旅客自動車運送事業運輸規則第38条第1項)	2	0
2	20250825	6	株式会社中燃(法人番号 6140001016463) 代表者 只野慎太郎	カブシキガイシャチュウネン	兵庫県神戸市長田区名倉町1丁目1番地3号	宝タクシー尼崎	兵庫県尼崎市七松町3丁目14番地16号	文書警告	1	道路運送法第27条第3項	令和7年4月18日、事故を引き起こしたことを端緒として監査を実施。3件の違反が認められた。(1)乗務員台帳の作成、備付け義務違反【記載事項等の不備】(旅客自動車運送事業運輸規則(以下「運輸規則」)第37条第1項)、(2)「旅客自動車運送事業者が事業用自動車の運転者に対して行う指導及び監督の指針」(平成13年国土交通省告示第1676号)による運転者に対する指導監督義務違反【一部不適切】(運輸規則第38条第1項)、(3)運転者に対する指導及び監督に係る記録の作成・保存義務違反【記載事項等の不備】(運輸規則第38条第1項)	0	0